

# 令和7年度 就学援助制度のおしらせ

この制度は、経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部の支給する制度です。(毎年度申請が必要です。)



## 1 申請について

(1) 申請期間 **令和7年3月3日(月)～令和7年4月30日(水) <郵送可(消印有効)>**

※上記期間後でも、申請を受付けていますが、申請月の翌月から認定となります。

(2) 申請方法

- ・電子申請：QRコードから申請が可能です。
- ・窓口での申請：下記の窓口で受付を行っております。**(久喜市内小・中学校では受付できません。)**

久喜市教育委員会教育総務課(鷲宮行政センター3階)	菖蒲行政センター2階 総務・人権係
久喜市役所1階 庶務課 環境経済・教育分室	栗橋行政センター1階 総務・人権係

(3) 提出書類(窓口及び郵送)

- ・申請書(窓口にて備えてあります。市ホームページからダウンロード可能)
- ・必要な添付書類(申請の事由別に、下表の「必要書類」欄に記載された書類)

(4) 注意事項

- ・新入学児童生徒学用品費は、4月認定者に対し支給します。また、校外活動費及び修学旅行費は、認定月以降に参加した場合のみ支給します。(中学校の修学旅行は、例年5月頃から実施しております。)

## 2 援助の対象となる方(所得等の審査有り)

令和6年度又は令和7年度中にいずれかの措置を受けた方が対象となります。

事由	必要書類
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	・事由を証明する書類の写し
事業税または市民税の減免	
固定資産税の減免	
国民健康保険税(料)の減免又は徴収の猶予	
国民年金保険料の免除	
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給	
社会福祉協議会による生活福祉基金の貸付	・非課税証明書の写し(※1)
市民税の非課税(同一生計の方全員が市民税非課税)	
同一生計の方の所得合計金額(公的年金含む)が、生活保護基準額の1.3倍以下(※2)	・令和6年中の所得を証明する書類の写し(※1) ・賃貸アパート等の契約書の写し(該当者のみ) (契約者が世帯構成員以外は不可)

※1 令和7年1月2日以降に久喜市に住民登録をされた方は、該当事由を証明する書類の写し(源泉徴収票、令和7年度非課税証明書、令和7年度所得証明書等)を提出してください。

※2 保護者の親等と同居の場合、住民票上は別世帯でも、公共料金(水道等)の契約が別でないときは同一世帯とします。(契約が別の場合は、契約者全員の検針票、領収書を添付)

### <注意>

- ・審査書類が不足し、個別に通知する期限内に書類の提出がないときは、申請を取り消すことがあります。
- ・再婚等に伴い児童扶養手当が廃止された場合や、世帯構成員が増えた場合は、再審査を実施します。

### 3 その他

- ・審査結果は、6月中旬から随時発送予定です。
- ・認定になった場合、就学援助費は全て所属の学校を通じて3期に分けて支給します。
- ・生活保護を受給している場合は、就学援助制度の申請は不要です。令和7年4月～5月中に認定通知等を送付します。なお、支給費目は修学旅行費と医療費のみとなります。

○令和6年度支給実績（支給金額は、年度によって異なります。）

費目名	支給金額（年間上限額）		備考
	小学校	中学校	
学用品費 ※1	11,630 円	22,730 円	
通学用品費(2～6年生) ※1	2,270 円	2,270 円	
新入学児童生徒学用品費(1年生) ※2	54,060 円	63,000 円	4月認定の方のみ
学校給食費 ※1	実費	実費	
校外活動費（宿泊なし）	1,600 円	2,310 円	交通費・見学料等のみ
校外活動費（宿泊あり）	3,690 円	6,210 円	認定月以降に参加した場合のみ
修学旅行費	22,690 円	60,910 円	団体行動以外の経費は対象外 認定月以降に参加した場合のみ
オンライン学習通信費 ※1	14,000 円	14,000 円	市内小・中学生の第1子のみ
医療費	学校で治療勧告を受けた疾病（学校病のみ）の治療費 ※こども医療費助成制度等との併用は不可		

※1 5月認定以降の場合は、月割り額となります。

※2 令和7年2月に新入学児童生徒学用品費を入学前に受給した方や、他市町村で公的扶助制度による当該費目に相当する額を受給した方は、入学後の支給はありません。

#### 【問合わせ先】

久喜市教育委員会 教育総務課 学事保健係

住所:〒340-0295 久喜市鷲宮 6-1-1

Tel:0480-58-1111